

入院見舞金制度

入院見舞金制度とは？

協会員となられた皆さんが、運転中（同乗者は除く。）
の交通事故により入院治療された場合に、
お見舞い金（3万円）をお支払いする制度です。



このような場合に適用されます



★現協会員の方が、入会の日から運転免許証の有効期限までの間に発生
した交通事故による傷害治療のため、30日以上継続して入院した場合

※事故発生時においてシートベルト又はヘルメットの着用が前提となります。

自損事故、加害事故など適用を除外されるケースがありますので、
必ず事前に地域交通安全協会にお問い合わせください。

請求手続き

- 請求先 あなたの住む地域の交通安全協会
- 提出書類 入院証明書、人身交通事故証明書、運転免許証のコピー
- 請求期限 交通事故発生日から6か月以内

地域交通安全協会